

橋本市告示第 71 号

指定公金事務取扱者の指定について

下記のとおり歳入等の徴収及び収納を委託したので、地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

橋本市長 平木 哲朗

記

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所(又は事務所の所在地)	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者として指定した日	公金事務を委託した日(委託期間)	担当課
公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社	橋本市清水 543番地1	都市公園等使用料の徴収及び収納事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日 (令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)	まちづくり課
古佐田区 区長 土井 富雄	橋本市古佐田 三丁目1番17号	橋本駅前駐車場使用料の徴収及び収納事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日 (令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)	まちづくり課